

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休む日、
翌日)

目次

- ◇ 告 示
 - 町等の区域の変更等
 - 土地改良区の役員不就退任
 - 土地改良事業の認可(六件)
 - 土地改良事業計画の変更の認可
 - 基本測量の実施
 - 土地区画整理法による換地処分

告 示

鳥取県告示第三百五十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり町及び字の区域を変更し、並びに字の区域を廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更並びに字の区域の廃止は、土地区画整理法(昭和二十九年法律百十九号)第一百三條第四項の規定による和田団地第二工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する町及び字の名称

同上の区域(昭和五十一年十二月一日現在の地番による。)

馬場町

馬場町字東馬場、馬場町字下奥田、馬場町字上奥田、馬場町字コゴロ、馬場町字摩瑠山、馬場町字才ノ神、馬場町字道和尚及び馬場町字平ル林の全域並びに和田東町字向山九〇五の六

和田東町字向山

和田東町字向山のうち九〇五の六以外の区域

廃止する字の名称

馬場町字東馬場、馬場町字下奥田、馬場町字上奥田、馬場町字コゴロ、馬場町字摩瑠山、馬場町字才ノ神、馬場町字道和尚及び馬場町字平ル林

鳥取県告示第三百六十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 長谷川 富夫 米子市青木五五五―三番地

岡 俊隆 榎原四五七〃

乗本 貞雄 橋本二六一〃

横山 勝将 青木一一二二〃

加藤 幡敏 橋本三五四〃

鷺見 松次 大袋三三四ノ三〃

岩指 実 榎原七九〇―一〃

江原 勝美 青木五〇四〃

乗本 吉郎 橋本二七五〃

高田 茂 榎原一四三八―二〃

十祖 頼 八三一〃

監事 渡部 芳夫 一九六〃

加藤 孝己 橋本二七一〃

長谷川 芳美 青木五一〇〃

江原 明 九六六〃

昭和五十二年三月一日役員総辞職により退任

米子市尚徳三ヶ堰土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 長谷川 富夫 米子市青木五五五―三番地

岡 俊隆 榎原四五七〃

乗本 貞雄 橋本二六一〃

横山 勝将 青木一一二二〃

加藤 幡敏 橋本三五四〃

小林 実 大袋三四二〃

小村 勝美 榎原八一五〃

岩指 実 七九〇―一〃

江原 勝美 青木五〇四〃

乗本 吉郎 橋本二五七〃

高田 茂 榎原一四三八―二〃

監事 渡部 芳夫 一九六〃

加藤 孝己 橋本二七一〃

長谷川 芳美 青木五一〇〃

江原 明 九六六〃

昭和五十二年三月十三日開催の総会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年三月二十一日就任 任期四年

新開川土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 國 尾 春吉 米子市西福原一三五九―一番地

昭和五十一年十月二十二日死亡により退任

新開川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 國 尾 茂 米子市東福原一三五九―一番地

昭和五十二年三月二十四日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当

選し、昭和五十二年三月二十四日就任 任期昭和五十五年四月五日まで

淀江白浜土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	龜山大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七番地
林原功	中間六八八	〃
砂口稲男	稻吉六五	〃
長谷川眞	佐陀一七六	〃
堀尾清正	西原五三九	〃
石田新吾	五八八	〃
松井健雄	小波一三一	〃
山内繁旭	淀江六二八	〃
加藤弘	西原九四九	〃
林原克己	小波一〇一四	〃
山田教美	九九〇	〃
村上俊夫	中間四四五	〃
斉藤優	西原七一七	〃
安藤善三	淀江二四六	〃
須山正雄	二六五	〃
林原準一郎	小波一〇二三	〃

淀江白浜土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	龜山大吉	西伯郡淀江町大字淀江九〇七番地
----	------	-----------------

林原功 中間六八八

長谷川眞 佐陀一七六

砂口稲男 稻吉六五

堀尾清正 西原五三九

石田新吾 五八八

松井健雄 小波一三一

加藤弘 西原九四九

林原克己 小波一〇一四

山田教美 九九〇

斉藤優 西原七一七

堀口俊逸 淀江二八三六

富田伍郎 二四〇

塚本明弘 中間四七九

須山正雄 淀江二六五

林原準一郎 小波一〇一二

昭和五十二年三月二十日開催の通常総会において総選挙の結果当選し、
昭和五十二年四月一日就任 任期三年

大原土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事	倉繁竹太郎	倉吉市大原六九番地
山脇米太郎	一八二	〃
倉繁正三	二五三	〃
山本正雄	六二五	〃

浦嶋忠義	一〇二〇一	浦嶋又蔵	上余戸一八八	牧野一夫	大原二四〇	牧野清徳	五九七	村上友一	一九四	宮脇住俊	六一二	倉本福蔵	二二二	網本義光	二二三	門脇克好	上余戸一五九	栗尾二三六	一八一	倉繁輝雄	大原一七四	浦嶋治夫	上余戸一七一
浦嶋忠義	〃	浦嶋又蔵	〃	牧野一夫	〃	牧野清徳	〃	村上友一	〃	宮脇住俊	〃	倉本福蔵	〃	網本義光	〃	門脇克好	〃	栗尾二三六	〃	倉繁輝雄	〃	浦嶋治夫	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

任期満了により退任

大原土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

浦嶋忠義	倉吉市大原一八二番地	浦嶋又蔵	〃	牧野一夫	〃	牧野清徳	〃	村上友一	〃	宮脇住俊	〃	倉本福蔵	〃	網本義光	〃	門脇克好	〃	栗尾二三六	〃	倉繁輝雄	〃	浦嶋治夫	〃
浦嶋忠義	〃	浦嶋又蔵	〃	牧野一夫	〃	牧野清徳	〃	村上友一	〃	宮脇住俊	〃	倉本福蔵	〃	網本義光	〃	門脇克好	〃	栗尾二三六	〃	倉繁輝雄	〃	浦嶋治夫	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

理事 山脇 米太郎

倉繁 正三

山本 正雄

浦嶋 忠義

牧野 一夫

牧野 清徳

村上 友一

北条土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

宮脇住俊	六二二	浦嶋又蔵	上余戸一八八	網本義光	一五九	門脇克好	一八一	浦嶋輝雄	栗尾二三六	倉繁久雄	大原六九	守本邦男	一七	倉繁正	一七四	浦嶋治夫	上余戸一七一	村上讓	大原二七〇
宮脇住俊	〃	浦嶋又蔵	〃	網本義光	〃	門脇克好	〃	浦嶋輝雄	〃	倉繁久雄	〃	守本邦男	〃	倉繁正	〃	浦嶋治夫	〃	村上讓	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

昭和五十二年二月二十七日開催の臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和五十二年四月一日就任 任期四年

理事 宇田川 政利 東伯郡北条町大字島六七九番地

昭和五十二年三月二十日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、昭和五十二年三月二十七日就任 任期昭和五十五年十月二十三日まで

細川土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

岡田 照明	鳥取市美萩野一丁目一三五
理事	〃

昭和五十二年一月十九日組合員資格喪失により退任

細川土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 山 根 尚 義 岩美郡福部村細川二七九の一

昭和五十二年一月十九日開催の臨時総会において補欠選挙の結果当選し、
昭和五十二年一月十九日就任 任期昭和五十四年十一月十九日まで

米子市四ヶ村堰土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 齊 木 光 昌 米子市石井七八二番地

深 田 薰 兼久五四

生 田 裕 宣 一一七

齊 木 一 夫 石井七五三

佐 藤 徳 治 奥谷六二三

田 村 助 三 八〇九

渡 辺 衛 日原四八一

和 泉 亀 市 三六三二

監 事 高 田 弘 巳 兼久一

齊 木 良 逸 石井六八一

田 村 博 奥谷九八三

佐 川 幸 久 日原四五八

任期満了により退任

米子市四ヶ村堰土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 生 田 裕 宣 米子市兼久一一七番地

深 田 薰 五四

齊 木 利 夫 石井七二七

齊 木 光 昌 七八二

田 村 博 奥谷九八三

田 村 重 治 一〇四五

幡 原 清 之 日原四六〇一一

渡 辺 衛 四八一

監 事 高 田 弘 巳 兼久一

齊 木 良 逸 石井六八一

佐 藤 厚 美 奥谷九〇一

幡 原 敦 夫 日原四一二

昭和五十二年三月二十九日開催の総会において総選挙の結果当選し、
昭和五十二年四月十二日就任 任期四年

鳥取県告示第三百六十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(小泉)地区農業用排水)
事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第
五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四
月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示す
る。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十二号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(権現堂)地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十三号

関金町から申請のあつた町営土地改良(堀(行司ヶ平)地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月四十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十四号

青谷町から申請のあつた町営土地改良(青谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十七日

日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十五号

佐治村から申請のあつた村営土地改良(大井地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十六号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(大立地区ほ場整備)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十二年四月二十七日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百六十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二等重力測量)

二 作業期間

昭和五十二年五月十一日から昭和五十二年六月十八日まで

三 作業地域

鳥取市、米子市、倉吉市、智頭町、鹿野町及び溝口町

鳥取県告示第三百六十八号

和田団地土地区画整理事業(第二工区)施行地区の宅地について、昭和五十二年四月十四日換地処分を行った旨の届出があつたので、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十二年五月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三